

再生可能エネルギー等導入推進基金事業の実施状況

1. 平成 26 年度までの進捗状況

(1) 第3回有識者会議後の経過

平成 26 年 6 月 5 日 公共施設事業内示（11 事業）

→ 順次、交付決定（～10 月 31 日）

9 月 1 日 民間施設公募開始（～10 月 15 日）

→ 福祉施設、医療法人、私立学校、私立保育園、私立幼稚園に通知
（計 240 件）したが、応募なし。

10 月 14 日 市町に対し、平成 27, 28 年度の要望確認

11 月 27 日 変更計画書を環境省に提出

→ 民間施設に充てていた予算を公共施設に振り替え、それに導入施設数が減るため、目標値見直し。

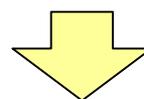
(2) 予算措置

基金事業の全体計画(当初)

(単位:千円)

	H24	H25	H26	H27	H28	合計	備考(箇所数)
県	51,000	37,250	37,250	37,250	37,250	200,000	6 箇所
市町等	-	306,000	172,000	102,000	-	580,000	23 箇所
民間	22,500	22,000	24,250	24,250	22,000	115,000	55 箇所
事務費等	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	
合計	74,500	366,250	234,500	164,500	60,250	900,000	

市町等には、一部事務組合を含む。



平成 27 年度予算編成時点

(単位:千円)

	H24 (決算)	H25 (決算)	H26 (決算)	H27 (予算)	H28	合計	備考(箇所数)
県	40,722	26,962	34,087	38,661	30,000	170,432	6 箇所
市町等	-	209,369	198,042	200,872	130,000	738,283	31 箇所
民間	0	0	0	0	0	0	
事務費等	0	32	43	200	200	475	
合計	40,722	236,363	232,172	239,733	160,200	909,190	

※ 1 : 県、民間、事務費等の H24～26 は決算額、H27 は予算額を入力

※ 2 : 原資の 900,000 千円を超える分は、執行残（入札残等）で精算できる見込み

※ 3 : 基金の運用による利子は考慮していない。（平成 27 年 5 月末現在 11,670 千円）

(3) 発電実績(平成 25 年度に完了した市町の事業)

	大津市	彦根市	長浜市	草津市	守山市	甲賀市	高島市	竜王町	多賀町	合計
導入容量 (kW)	11.4	10.8	16.0	11.2	20.6	15.5	10.3	31.9	21.3	149.0
理論値 (kWh)	11,400	10,800	11,200	11,200	20,600	15,500	10,300	31,900	21,300	112,300
実際 (kWh)	12,633	11,364	10,557	14,758	21,930	11,956	12,688		23,700	119,586
CO ₂ 削減量 (t-CO ₂ /年)	5.23	4.70	4.37	6.11	9.08	4.95	5.25		9.81	49.5

※1 理論値＝導入容量(kW)×1,000(kWh/年・kW …単位当たり年間発電量全国平均)

ただし、長浜市は壁面設置のため0.7倍

※2 CO₂削減量＝実際の年間発電量(kWh)×0.000414(t-CO₂/年・kW …平成23年度排出係数)

2. 今後の予定

平成 27 年 6 月 公共施設事業内示

→ 順次、交付決定

5 月後半～7 月 平成 28 年度の事業を整理(市町および県関係課と調整)

平成 28 年 4 月 有識者会議(第 5 回) 予定

→ 最終年度の事業評価、事業全体の総まとめ

平成 28 年度末 全事業完了

→ 結果について、委員にフィードバック

【参考】

目的

防災拠点となる公共施設および民間の施設を活用し、再生可能エネルギーシステムを設置する取組を推進あるいは支援することで、自立・分散型の地域エネルギーシステムを構築し、低炭素社会実現の視点からの再生可能エネルギー振興による地域づくりを目指す。

事業実施に関する基本的な考え方

(1) 基本的事項

- ・ 当該基金制度は、避難所や防災拠点において、災害時等に必要なエネルギーを確保するために、太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備と蓄電池を併せたシステム等（再生可能エネルギーシステム）を設置する取組を推進あるいは支援する。
- ・ 再生可能エネルギー発電設備により発電された電力は、専ら自家消費に用いるものとする。

(2) 県施設の整備方針〈公共施設再生可能エネルギー等導入事業〉

- ・ 県は、災害時に避難所機能を維持することを基本に整備を進める。
- ・ このため、避難所となるべき学校等について、再生可能エネルギーシステムを設置し、避難所として災害時に必要なエネルギーの確保を図る。

(3) 市町等への補助方針〈公共施設再生可能エネルギー等導入事業：補助率 定額〉

- ・ 避難所となるべき公民館・学校施設等や防災拠点となるべき庁舎・消防署等について、再生可能エネルギーシステムを設置し、避難所・防災拠点として災害時に必要なエネルギーの確保を図る。
- ・ 県は、県下地域バランスを考慮し、要望のあった市町等に対し配分を行い、また、同等規模の再生可能エネルギーシステムの整備となるよう努める。